

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産 . . . . . 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの . . . . . 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの . . . . . 取得原価

取得価額が不明なもの . . . . . 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ② 無形固定資産 . . . . . 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの . . . . . 取得原価

取得原価が不明なもの . . . . . 再調達原価

また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしています。

#### (2)有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券

該当なし

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

該当なし

##### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの . . . . . 会計年度末における市場価格（該当なし）

イ 市場価格のないもの . . . . . 出資金額

#### (3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

#### (4)有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます） . . . 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 10年～60年  
物品 3年～15年

② 無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・定額法

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金の徴収不能または回収不能に備えるため、過去5年間の平均不納欠損率により計上しています。

② 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

③ 退職給付引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱い準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 10 万円以上であるとき、修繕に係る支出が当該資産の資産価値を高め、またはその耐久性を向上させると認められるかを判断し、資産として区分しています。

③ 消費税等の会計処理

税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

平成 28 年度から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき財務書類を作成しています。

減価償却の計算開始時期について、平成 29 年度取得分までは取得月としておりましたが、平成 30 年度取得分から取得年度の翌年度に変更を行っています。

(2) 表示方法の変更

「総務省方式の改訂モデルによる財務書類」から「統一的な基準による財務書類」の表示に変更を行っています。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4)重要な災害等の発生

該当なし

(5)その他重要な後発事象

該当なし

4 偶発債務

該当なし

5 追加情報

(1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 対象範囲（対象とする会計）

一般会計

墓地事業特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異なし

③ 地方自治法 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間（令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4.8	—

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当なし

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費・事故繰越（一般会計） 1,325,782 千円

(2)貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲  
売却可能資産の範囲は、計画等で売却の方向性が示されている資産及び財産収入として予算措置がされている公共資産としています。
- ② 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額  
該当なし
- ③ 基金借入金（繰替運用）  
財政調整基金 300,000 千円  
当該年度内において、借入額が最大となっている額を記載しています。
- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額  
10,185,978 千円
- ⑤ 将来負担に関する情報  
(地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素)
- |                        |               |
|------------------------|---------------|
| 標準財政規模                 | 8,483,934 千円  |
| 普通会計地方債残高              | 8,843,414 千円  |
| 債務負担行為に基づく支出予定額        | 718,068 千円    |
| 公営企業債等繰入見込額            | 3,165,714 千円  |
| 一部事務組合等負担等見込額          | 287,612 千円    |
| 退職手当負担見込額              | 2,275,980 千円  |
| 設立法人の負債額等負担見込額         | 0 千円          |
| 連結実質赤字額                | 0 千円          |
| 組合連結実質赤字額負担見込額         | 0 千円          |
| 地方債の償還額等に充当可能な基金       | 6,606,026 千円  |
| 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入    | 247,616 千円    |
| 基準財政需要額に算入されることが見込まれる額 | 12,114,051 千円 |
- ⑥ 自治法 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額  
該当なし
- ⑦ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が

行われていない法定外公共物  
該当なし

- ⑧ P F I 事業に係る資産  
該当なし

- (3)行政コスト計算書に係る事項  
該当なし

- (4)純資産変動計算書に係る事項  
純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分  
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上していま  
す。

- ② 余剰分（不足分）  
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

- (5)資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支  
業務活動収支（支払利息支出を除く） 470,707 千円  
投資活動収支  $\Delta$ 550,782 千円  
基礎的財政収支  $\Delta$ 80,075 千円

- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
a. 歳入歳出決算書（一般会計）	14,795 百万円	14,453 百万円
b. 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額 （墓地事業特別会計）	12 百万円	12 百万円
c. 会計間相殺額	1 百万円	1 百万円
d. a+b-c（一般会計等）	14,806 百万円	14,464 百万円
e. 繰越金に伴う差額	219 百万円	—
f. 資金収支計算書	14,587 百万円	14,464 百万円

地方自治法第 233 条 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、本町においては、一部の特別会計（墓地事業特別会計）の分だけ相違します。  
(公会計では繰越金を収入として計上しないため、その分についても相違します。)

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

<u>資金収支計算書の業務活動収支</u>	<u>427,529 千円</u>
投資活動収入の国県等補助金収入	337,764 千円
未収債権、未払債務等の増減額	△38,023 千円
減価償却費	△1,741,218 千円
賞与等引当金増減額	△1,027 千円
退職手当引当金増減額	3,363 千円
資産売却益	60 千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△1,011,552 千円</u>

④ 一時借入金

一時借入金の借り入れはありません。  
なお、一時借入金の限度額は 1,000,000 千円です。

⑤ 重要な非資金取引

該当なし